

## 狛江市の退職管理について

狛江市では、地方公務員法及び狛江市職員の退職管理に関する規則に基づき、職員の退職管理を適切に実施しています。

職員は、規制の内容等を確認し、公正・公平な職務の執行に努めてください。

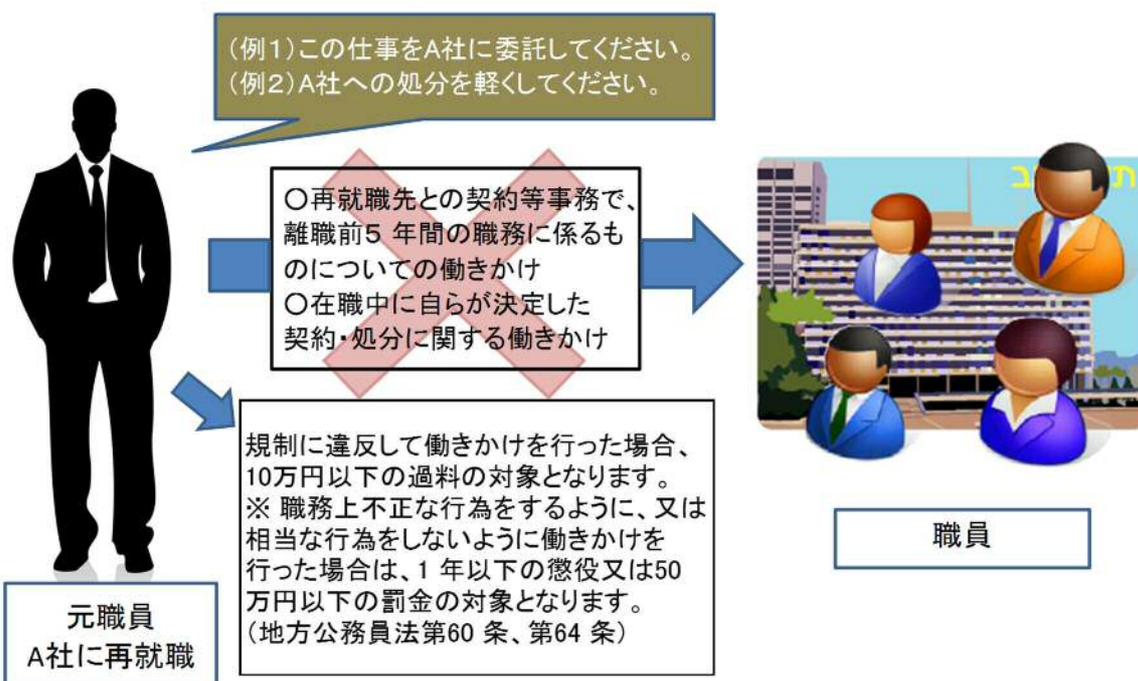
また、既に退職された皆様は、制度の趣旨を十分に理解したうえで、本取組への協力をお願いします。

### 規制の概要

○ 離職後\*1に営利企業等\*2に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた執行機関\*3の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と市との間の契約等事務\*4について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。また、在職中に自らが決定した\*5契約・処分に関する働きかけについては、期間の定めがなく禁止されます。

○ 規制に違反した元職員には、法律により刑罰又は過料が科せられます。また、働きかけに応じて不正な行為を行った職員には刑罰が科せられます。

○ 元職員から働きかけを受けた職員は、東京都市町村公平委員会にその旨を届け出なければなりません。



※ 違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。

\* 1 「離職後」

職員でなくなった時点から規制の対象となります。退職後引き続いて再任用職員となった場合、再任用期間が終了した時点から規制の対象となります。

\* 2 「営利企業等」

営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいいます。

\* 3 「執行機関」

市長部局、議会、教育委員会、監査委員会、選挙管理委員会、農業委員会

\* 4 「契約等事務」

- 再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と市との間で締結される契約
- 当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務

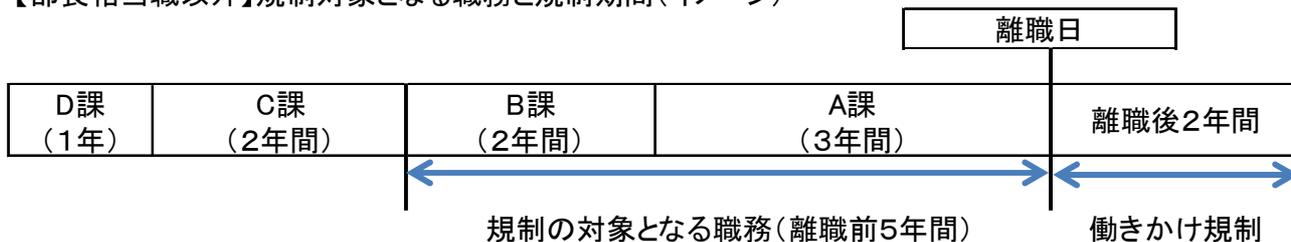
\* 5 「自らが決定した」

最終決裁権者となった場合をいいます。

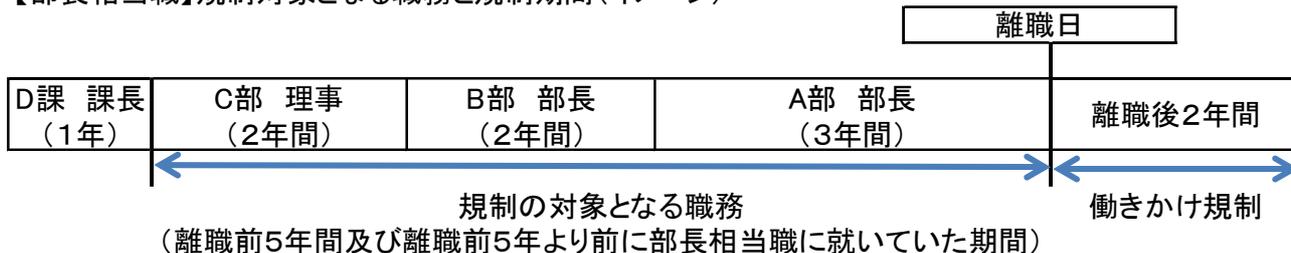
【働きかけ禁止のパターン】

規制の対象	禁止される働きかけの内容	規制期間
部長相当職以外であった者	離職前5年間の職務に関する働きかけ	離職後2年間
	在職中に自らが決定した契約・処分に関する働きかけ	期間の定めなし
部長相当職であった者	離職前5年間の職務及び離職前5年より前に部長相当職として関与した職務に関する働きかけ	離職後2年間
	在職中に自らが決定した契約・処分に関する働きかけ	期間の定めなし

【部長相当職以外】規制対象となる職務と規制期間（イメージ）



【部長相当職】規制対象となる職務と規制期間（イメージ）



## 働きかけの事例

- (1) 再就職先と契約を締結するよう要求、依頼すること。
- (2) 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼すること。
- (3) 再就職先に対する補助金を理由なく増額するよう要求、依頼すること。
- (4) 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼すること。

## 働きかけの例外となる場合

- (1) 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を行う法人に再就職した職員が、当該事務を遂行するために必要な場合
- (2) 地方独立行政法人が行う業務、狛江市職員の公益的法人等への派遣に関する条例第2条第1項に定める法人\*6が行う業務又は市の要請による事務若しくは事業に関する業務
- (3) 法令や契約に基づく権利を行使する、又は義務を履行する場合
- (4) 法令に基づく申請及び届出を行う場合
- (5) 一般競争入札等における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合
- (6) 法令又は慣行により公開されている情報の提供を求める場合
- (7) 水道に関する契約等の裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者に「再就職者依頼等承認申請書」を提出し、承認を得て行う場合  
※狛江市立の学校に勤務する都費負担教職員にあっては、狛江市教育委員会が任命権者となります。

\* 6 「狛江市職員の公益的法人等への派遣に関する条例第2条第1項に定める法人」

- 公益社団法人狛江市シルバー人材センター
- 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会
- 社会福祉法人狛江福祉会
- 狛江市商工会
- 一般財団法人地域創造